

令和7年度池田栄一学術振興基金 奨学金給付事業 募 集 要 項

令和7年6月
池田栄一学術振興基金運営委員会
(事務局企画・地域連携課)

学術成績優秀かつ経済的支援が必要な学生の海外留学の支援を目的に、京都府立大学生に対し奨学金給付事業を実施することとし、令和7年度における募集を行うものである。

1 応募者の資格及び条件

以下の(1)～(4)全てを満たすこと。

- (1) 京都府立大学に、現に在学する学生であって、学業成績が優秀な者
ただし、日本学生支援機構における「大学で受ける第二種奨学金の家計基準（在学採用）」に準拠した経済的支援を必要とする生活状況にある者を対象とする。
- (2) 海外の大学等へ留学すること
- (3) 留学期間がおおむね3箇月以上1年未満であること
- (4) 留学開始日が令和7年度中であること

2 奨学金の給付額

100万円以内／件

3 採用人数

若干名

4 募集期間

令和7年6月2日（月）～7月11日（金）

※令和7年9月1日（月）～令和8年3月31日（火）の間に開始する留学が対象

5 応募の手続

- ・奨学金給付申請書
- ・学業成績証明書
- ・奨学金給付申請額の内訳が分かる資料（様式自由）
- ・所得金額が記載された公的証明書
- ・留学先情報がわかる資料（様式自由）

以上の書類を当運営委員会（事務局企画・地域連携課）に申請すること。

提出先: kikaku@kpu.ac.jp （持参も可）

6 選考

当運営委員会（池田栄一基金助成部）で審査し、奨学金給付の可否を決定する。

7 選考結果の通知

選考結果は、応募者及び所属学部・研究科長に通知する。

8 研究成果報告書の提出等

奨学金の給付を受けた者は、留学期間終了後1ヶ月以内に留学内容を報告書（2,000字～3,000字程度）としてとりまとめ提出しなければならない。

9 給付の取消し等

給付受給者が次のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金給付を取り消し、返還を求めるものとする。

- (1) 奨学金給付決定後、給付受給者が辞退したとき
- (2) 特段の理由無く、留学を中止あるいは中断した時
- (3) 帰国後、1年以内（休学期間は除く在学期間）に退学したとき
- (4) 報告書の提出を行わないとき
- (5) その他の理由により奨学金給付が適当でないと認められるとき

10 その他

- (1) 奨学金の給付は、交付決定後渡航前一括払いとし、奨学金口座振込申出書により給付対象者が指定する本人名義の銀行口座に振り込むこととする。
- (2) 給付受給者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに申し出なければならない。
- (3) 他の留学に係る奨学金を受ける場合（貸与奨学金を除く）は、重複受給を認めない。

以上

池田栄一学術振興基金について

本基金は故池田栄一氏のご遺族によるご寄附に基づき設置された基金です。「留学は人生において非常に大きな経験となるので、より多くの学生に海外経験を積んでほしい」という池田栄一氏の思いをご遺族が受け継ぎ、経済的事情で海外留学が困難な学生に対して支援を行い、留学を実現することを目的としてご寄附いただきました。

以上の寄附者の思いや奨学金の趣旨を十分に理解し、留学で何を学び、経験したいのか、今後その経験をどのように活かしていきたいのかを明確にして、奮ってご応募ください。